

令和 7 月 1 月 30 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

多賀町長 久保 久良

市町村名 (市町村コード)	多賀町 (25443)
地域名 (地域内農業集落名)	滝ヶ原地区 (藤瀬)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月23日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

「耕作面積は今後10年現状維持したい」と考えている人が大半を占め、「縮小若しくはやめたい」と回答した人も若干名いるが、現在の耕作者で吸収できるレベルの面積であり、当地区では当面現状の耕作状態が維持されるものと思われる。一方で耕作者の約6割が70才以上で、後継者が「いる」と回答した人は2人に止まっていることから、10年後を見据え、継続的な耕作を可能にする手段をあらゆる機会を通して今から構築する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、猿の食害を伴わない付加価値の高い新たな特産物の発掘を常に意識し、先進地の視察等に積極的に取り組む。
近隣集落や組織から耕作者を募り、農地機能の維持に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

滝ヶ原地域における農業振興地域内農用地の水田(青地の水田)を地域計画のエリアとする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
当地区での話し合いを継続して目標地図の見直しを行い農地の集積・集約を進める。現在の耕作者ができなくなった時に隣接する耕作者が優先的に耕作できるよう配慮する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
所有者の意向を踏まえつつ農地中間管理機構を活用し、集積・集約を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
検討中
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内外から、多様な経営体を募り、組合員の意向を踏まえながら町及びJAと連携し取組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業等はJA東びわこへ委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①獣害侵入防止施設の点検保全管理に努める。
 猿の侵入防止対策として、定期的に周辺高木の伐採を継続する。また、電柱からの侵入を予防するため、電力会社に猿返しなどの器具の設置を要請する。
 ⑦世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策に取り組み農道や水路等を共同活動により保全する。